

令和 7 年国勢調査愛知県広報実施業務 仕様書

1 業務の概要

令和 7 年国勢調査を実施するにあたり、本県が提示する要件を踏まえた上で、当該調査の内容や重要性などを広く県民へ周知し、世帯から確実に回答を得るための効果的な広報を提案及び実施する。

2 訴求対象

全県民が対象であるが、特に以下について重点を置く。

(1) オンライン回答の促進

全県民を対象とし、オンライン回答率を上昇させる。

(2) 外国人世帯向けの広報

(3) 調査回答率の低い傾向にある層への訴求

- ・若年層
- ・単身世帯

3 広報の実施内容

(1) 駅及びその周辺への広報物掲出等

・掲出場所は、名古屋駅や金山駅等、利用者が多く、高い広報効果が見込める愛知県内の主要駅及びその周辺とする。

・掲出方法は、広報効果に留意した上で、駅利用者及び通行者の目を引き、調査に対する認知度を向上させるようなインパクトのある大型の媒体とし、パブリシティ効果が期待できるものとする。(例：ボード広告、デジタルサイネージ、電光掲示板、懸垂幕・横断幕等)

・掲出物のデザインは、受託者の提案によるものとし、制作費、広告費、設置・撤去費は全て受託者負担とする。

・掲出時期は、令和 7 年 9 月上旬から 10 月第 2 週までの適当な期間とし、可能な限り 1 か月程度継続させる。ただし、複数の広報物を掲出する場合に、その一部についての掲出期間が 1 か月未満であってもよい。

(2) 交通車両への広報物掲出等

・掲出場所は、JR 線（愛知県内路線）、名鉄線、名古屋市営地下鉄、あおなみ線、愛知環状鉄道、リニモ、豊橋鉄道、名古屋市営バス、名鉄バスの 9 種類を必ず含めることとする。

なお、追加で上記以外の交通機関に掲出することも可能とする。

・掲出方法は、主に中吊り、額面ポスター、ラッピング等、各種交通機関の利用者の目に留まりやすい媒体とする。

・掲出時期は、令和 7 年 9 月上旬から 10 月第 2 週までの適当な期間とし、可能な限り 9 月末に近い期間とする。

(3) 広報キャンペーン活動の企画及び実施

・実施場所は、尾張、三河地域の偏りが少ない愛知県内の 3 か所以上とする。また、そのうち 1 か所以上は外国人が多く集まる場所とし、さらに、それ以外の場所で、1 か所以上は若年層が多く集ま

る場所とする。

・実施方法は、多くの集客が見込める愛知県内の施設やイベント会場とタイアップするなど、地域に密着したキャンペーン活動を実施する。

ただし、(4)イに記載した配布用グッズの配布を必須とする（愛知県及び県内市区町村納品分とは別に計上すること）。

・実施時期は、可能な限り令和7年9月末に近い期間とする。

(4) 広報グッズの制作及び指定先への納品

ア 広報パネルの制作・設置・撤去

・数量は、2基とする。

・設置場所は、愛知県庁本庁舎1階正面玄関スペース及び愛知県庁西庁舎1階正面玄関スペースの2か所とする。

・パネルの仕様は、縦180cm～230cm（内30cm程度は脚部分）×横150cm程度とし、脚部分は自立可能な構造とする。

・パネルのデザインは、受託者の提案によるものとし、庁舎内に設置しても自然であり、かつ来庁者の目を引く工夫がなされたものとする。

・パネルの制作、設置及び撤去に係る費用は全て受託者負担とする。

・設置期間は、令和7年9月上旬から10月下旬までの全期間とする。

なお、設置及び撤去作業は愛知県庁職員立ち合いの下で行う。

イ 配布用グッズの制作及び指定先への納品

・配布用グッズは、2種類を作成することとする（例：ウェットティッシュ、ティッシュ、付箋紙等）。

・数量は、それぞれ165,000個と80,000個とする。

・配布用グッズの仕様は、配布の容易さを考慮し、いずれも薄くて軽く、指定納品先において可能な限り保管スペースをとらないものとする。

・配布用グッズのデザインは、受託者の提案によるものとし、受け手の目を引く工夫がなされたものとする。ただし、いずれも日本語及び県指定の7言語を記載すること。

・納品場所は、別に示す愛知県及び県内市区町村の指定先の住所とする。

・納品時期は、令和7年6月上旬とする。

(5) 自由提案

・上記(1)から(4)に掲げた広報以外に、県民へ国勢調査の周知を図るための効果的な独自の広報手法を一つ以上提案し、実施する。

※広報全般に関し、次の点を考慮すること。

① オンライン回答の促進につながる広報を提案及び実施する。

② 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語を用いた広報を実施する。ただし、外国語を使用する場合は上記7言語を全て含めることとする。なお、日本語からこの7言語への翻訳の精度の確認については、受託者の責任において行うこと。また、翻訳に致命的な齟齬があった場合、直ちに全ての広報物を再納品すること。

- ③ 各訴求対象の関心が高いテーマに関連付け、調査への興味を持つ工夫を凝らす。
- ④ 訴求対象のポジティブな内的動機を把握し、これを反映させること。
- ⑤ 受託者の特定が可能となる情報（社名・ロゴ等）は使用しない。
- ⑥ 広報物の仕様及びデザインについては、決定前に愛知県と協議し、1回以上の校正を行う。

5 知的財産権等の取扱い

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託業務に関して愛知県が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、事前に愛知県の承諾があれば、この限りではない。

(2) 著作権の取扱い

ア 著作権の帰属

本契約の履行過程で生じた著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は愛知県に帰属し、愛知県が独占的に使用するものとする。

ただし、受託者が本契約履行過程で生じた著作権を自ら使用し又は第三者に使用させる場合は、愛知県と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は著作物に関して一切の著作者人格権を主張しないこととする。

ただし、愛知県から提供するもの（総務省作成の各種広告用版下及び広報用キャラクター「センサスくん」、「みらいちゃん」の広報素材等）はこの限りではなく、著作権者に帰属する。

イ 第三者が権利を有する著作物の取扱い

成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、愛知県が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に愛知県の承諾を得ることとし、愛知県は既存著作物について当該契約における許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら愛知県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に際して、愛知県と事前に十分調整すること。
- (2) 資料 1「令和 7 年国勢調査 調査日程（予定）」を参考にすること。
- (3) 愛知県から提供する広報素材データとポスター等の部数については、資料 2「提供素材等一覧」のとおりとし、全国における国勢調査のイメージの統一を図るため、資料 2「提供素材等一覧」にある「センサスくん」、「みらいちゃん」（総務省統計局イメージキャラクター）を積極的に活用すること。
- (4) 国勢調査に関する情報は、国勢調査 2025 キャンペーンサイトで確認すること。

(<https://www.kokusei2025.go.jp>)

- (5) 受託者は、本契約による広報を全て実施した後、指定する期日までに業務完了届（任意様式）を作成し、愛知県に提出すること。業務完了届には、広報活動の効果及び今後の改善点等の所感を記載すること。なお、写真等提出する媒体や報告内容の詳細については、愛知県と事前に相談すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項、疑義等については、愛知県と受託者が協議の上、決定するものとする。